

審査基準

基準の名称	訓練手当支給要領		
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要	
徳島県訓練手当支給規則	10	訓練手当の支給	
基準の内容			
<p>1 訓練手当の受給資格を有するものと認定された者は、訓練手当の支給を受けようとする場合には、毎月五日（県外に所在する公共職業能力開発施設又は認定職業訓練施設に入校し、又は入所する者にあつては、毎月7日）までに、前月分の訓練手当に係る訓練手当支給申請書（様式第三号）を、公共職業能力開発施設の長（職場適応訓練を受けている者にあつては受託事業主及びその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長とし、認定職業訓練を受けている者にあつては認定職業訓練施設の長とする。）を経由して、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、訓練手当支給申請書の提出期限については、職場訓練その他の都合により変更することがある。</p> <p>3 訓練手当は、前月分を取りまとめ、毎月十五日に支給する。ただし、職業訓練その他の都合により支給日を変更することがある。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、訓練手当の受給資格を有するものと認定された者に特別の事情があると認められるときは、徳島県訓練手当支給規則第四条及び第五条に規定する基本手当及び技能習得手当について毎月支給する額は、前項の規定により支給する額の一部とすることができる。この場合においては、これらの者が職業訓練を受けていた公共職業能力開発施設、受託事業所及び認定職業訓練施設で所定の職業訓練を修了する際（訓練期間が翌年度にまたがって行われるものについては、訓練期間中であっても入学又は入所した年度に属する最終月）又は訓練期間中において退学若しくは退所する際に、既に受け終わった職業訓練の期間に係る基本手当及び技能習得手当の額から前段の規定により支給した基本手当及び技能習得手当の額を減じて得た額を一括して支給する。</p>			